学校生活のルール

校内の生活について

（1）　制服について(学校指定のもの)

・ブレザー

・スラックスまたはスカート

・白カッター（丸襟または角襟）

・ネクタイまたはリボン

以上のものを着用する

・夏季はポロシャツ（校章、名前入り）、

スラックスまたはスカートとする

・登下校時に、制服を着用する

・行事、集会、テスト時はネクタイまたはリボンを必ず着用する

（2）　その他の服装

① 制服の下

・冬季は，制服の下に V 首のセーターやカーディガン（色は単色とし、黒色、紺色、灰色、白色、茶色系統とする）を着てもよいが、制服の襟や裾からはみ出ないようにすること

② くつ下

・学校生活に適したものとし、ルーズソックスは禁止する

③ 靴

・通学や学校生活、体育の授業に適した運動靴であること

・上履きと体育館シューズは学校指定のものを使用すること

④ 体操服

・学校指定の青色上下体操服、および白色半袖シャツ、黒色ハーフパンツとする

⑤ 防寒具

・学校指定はありません。通学時及び屋外での活動時に着用するものとし、屋内では着用しないこと

・スカートの下にタイツを着用してもよい。ただし、無地で派手にならない色のものとする

（3）　頭髪、身なりについて

① 頭髪

・活動しやすい髪型とし、髪を束ねるときはゴム（色は単色とし、黒色、紺色、灰色、白色、茶色系統とする）を使用すること

・人工加工（染色、パーマなど）や整髪料の使用は禁止する

② 身なり

・ピアス、化粧、装飾品などは禁止する

（4）　持ち物について

① カバン

・学校指定はないが、高価なものは避け、持ちやすいものにすること

② 学習用具

・辞書、参考書、ノート、ファイル等は、各教科から指示する

③ その他

・保護者の判断により、腕時計を携行してもよい

・携帯電話やお菓子、余分なお金など、不要なものは学校に持ってこないこと
・必要なため持ってきた貴重品は、朝、先生に預けること

忌引期間は次のとおりです

一親等（父母）	7 日以内
二親等（祖父母）	3 日以内
三親等（曾祖父母・おじおば）	1 日

通学・校外の生活について

1. 通学について

交通ルールを遵守し、安全に登下校すること。また公共のマナーも身に付けるようにすること

（1） 方法

① 距離により、バス、自転車、徒歩と、大きく 3 種類の通学方法に分かれる

② 半年単位でバス通学と自転車通学を選択する選択制となる地域もある

〇大野学区　バス通学

頓宮、前野、市場、新里、徳原及び布引の一部は選択制

※バス停まで自転車通学できる地域は末田、布引と新里及び片山の一部

〇土山学区　自転車通学

一里山、南三番、南新町、生里野は徒歩通学または自転車通学の選択制

〇山内学区　バス通学　猪鼻は選択制

〇鮎河学区　バス通学　バス停まで自転車通学できる地域は西野地区

（2） 自転車通学

・身体的な理由等により特別な事情のある人は、許可を受ければ臨時に自転車通学ができる
・自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること
・自転車は安全性が高いものを使用すること
・学校指定のステッカーをはりつけること
・ライトを必ず装備し、変形ハンドル等は禁止する
・安全上、荷台付きで、両足スタンド、変速機は内装式のものが望ましい

（3） バス通学

・公共のマナーを守り、運転手さんや他の乗客の迷惑にならないようにすること
・バス停まで自転車を利用する際も自転車通学と同じ規則とする

（4） 通学道路

定められた通学路を通ること

2. アルバイトについて

原則として禁止する。事情があって希望する場合は、学校長の承認を得ること